

白岡市監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和6年3月25日

白岡市監査委員 鬼久保 勝臣

白岡市監査委員 江原 浩之

令和5年度財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による
財政援助団体等監査

2 監査の対象

(1) 財政援助団体

公益社団法人白岡市シルバー人材センター

(2) 所管部課

健康福祉部高齢介護課

3 監査の範囲

主に令和4年度執行に係る出納その他の事務で、市からの財政援助に係る事務

4 監査の実施期間

令和5年10月3日から令和6年3月25日まで

5 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおり。

(1) 所管課関係

ア 補助金等の決定は法令等に適合しているか。

イ 補助金交付要綱等は適正に整備されているか。

ウ 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

エ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。

オ 補助金の効果及び条件の履行の確認は実績報告書等により行われ、十分に確認しているか。

カ 補助金交付団体への指導監督は適正に行われているか。

(2) 財政援助団体関係

ア 補助金の交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適切に行われ

ているか。

イ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果を上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。

ウ 出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。

エ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。

オ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期は適切か。

6 監査の主な実施内容

監査の対象事務が、法令、補助目的等に基づいて適正かつ効率的に執行されているかどうかについて検証するため、事前審査においては、対象団体及び所管部課から提出された監査資料及び関係諸帳簿の照合等による書類審査を行った後、関係職員へのヒアリングを実施した。本監査においては、対象団体へ赴き、対象団体職員及び高齢介護課長の出席を求め、提出資料に基づき、質疑応答による監査を実施した。

7 財政援助団体の概要

(1) 設立目的

社会参加意欲のある健康な高齢者に対して、地域社会と連携をしながら、その希望に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保するとともに、生きがいの充実及び福祉の増進を図り、高齢者の知識、経験及び能力等を生かした活力ある地域社会づくりを寄与することを目的として設立された。

(2) 事業内容

ア 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための就業機会の確保及び提供

イ 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のために、職業紹介事業又は労働者派遣事業の実施

ウ 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施

エ 社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業

オ 上記の目的を達成するための調査研究、相談及び事業の企画運営

カ その他センターの目的を達成するために必要な事業

(3) 財政援助の状況（令和4年度）

総事業費		182,915,352円
補助（交付）対象経費		39,539,000円
実績見込み額		37,268,561円
補助（交付）対象 経費の資金状況	市からの援助額	11,507,000円
	上記以外のもの	11,507,000円

8 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務の執行状況については、おおむね適正に処理されていると認められた。今後も、補助金交付要綱や各規程等に基づき、各種事務の適正な処理に当たられたい。

なお、指摘事項及び意見については、次のとおりである。

(1) 指摘事項

特に指摘すべき事項は認められなかった。

(2) 意見

補助金を概算払いにより交付することは、白岡市補助金等の交付手続等に関する規則（平成10年白岡町規則第1号）第18条ただし書により認められており、公益社団法人としての性格や資金繰りの面から、概算払いにより交付することについては、一定の理解をする。

しかしながら、補助金や借入金を前提とした場合、改善の動機が働きにくいことを想定する。業務完了から発注者の支払いまでの期間を短縮させる取組を講じるなど、事務を工夫する余地があるのではないか。また、高齢介護課もシルバー人材センターの運営に参画する当事者として、主体性をもって、運営の改善に寄与されたい。

(3) その他

監査の実施に当たり、シルバー人材センターから役員報酬に係る事案について報告を受けた。役員報酬については、本監査の対象となる補助

対象経費でないが、市の公金から補助金を交付している団体の運営上の懸念事項であるため、次のとおり付する。

本件については、シルバー人材センターからの報告のとおり、組織におけるガバナンスの欠如が原因である。シルバー人材センターの理事会は役員12名で構成され、各役員が本来の役割をはたしていれば、早期に対処できた事案と思われる。今後は、役員として役割の再認識が必要である。

また、シルバー人材センター自身の見直しが必要であることはもちろん、補助金を交付する市の所管部課は、団体から提出された資料を形式的に審査するだけでなく、事業や運営上の問題がないかを丁寧に確認し、補助対象事業のみならず、団体の運営全体についても、チェック機能を働かせていくことが重要である。

今後は、このような事案が発生しないよう、財政援助団体と所管部課とが連携して、適正な事務執行がされることを期待する。